

第14回 定時株主総会

# 招集ご通知

## 開催日時

2026年3月25日（水曜日）午前11時  
受付開始：午前10時00分

## 開催場所

東京都中央区八重洲1丁目8番16号  
新槇町ビル 2階  
TKP東京駅カンファレンスセンター  
カンファレンスルーム2A  
(昨年と同じ会場ですが、階数が異なります。  
お間違えのないようお願い申し上げます。)

## 議案

取締役5名選任の件

株式会社Will Smart

証券コード：175A

### 株主総会にご出席いただけない場合

インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

#### 議決権行使期限

2026年3月24日（火曜日）午後6時30分まで

# 株主の皆様へ

代表取締役社長 石井 康弘



株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
当社第14回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社は、移動を支援するテクノロジー企業として、交通・物流DXを通じて社会課題の解決に取り組んでおります。昨年は中期ビジョンを発表し、当社が進むべき方向性を示しました。本年は、これまでの投資や準備の成果が現れ、事業が新たなステージへと進む重要な年になると考えております。

事業環境におきましては、デフレからインフレへの転換が進む中、交通・物流分野の収益改善が期待される一方、労働力不足への対応が急務となっております。国土交通省による交通・物流DX関連政策も後押しとなり、当社の取り組みは株主価値の向上に貢献するものと確信しております。

昨年は短期業績の低迷と将来への投資が同時に生じた分水嶺の年でありました。本年は、仕込みから実行へと転じ、確実な成長を実現することで企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、これからもより一層のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本年1月よりラジオ大阪（OBC）にて新番組「まちと移動のミライコラボ ～Will Smartと街づくりのプロが描く日本のこれから～」がスタートいたしました。当社代表取締役社長の石井がパーソナリティを務め、各界のリーダーをゲストに迎え、街づくりや地域交通の未来を議論する番組です。放送後、当社オウンドメディア「ミライコラボ」にて対談内容を記事で公開しています。

「ミライコラボ」  
記事はこちら



証券コード 175A  
(発信日) 2026年3月10日  
(電子提供措置開始日) 2026年3月4日

株 主 各 位

東京都江東区富岡二丁目11番6号  
株式会社 Will Smart  
代表取締役社長 石 井 康 弘

## 第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://willsmart.co.jp/ir/stock/meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Will Smart」又は「コード」に当社証券コード「175A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年3月24日（火曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 2026年3月25日（水曜日）午前11時   |
| 2. 場 所          | 東京都中央区八重洲1丁目8番16号 新槇町ビル 2階<br>TKP東京駅カンファレンスセンター カンファレンスルーム2A<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 第14期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件   |
| 決議事項<br>議 案     | 取締役5名選任の件  |

#### 4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
  - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いておりません。
    - ① 事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
    - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2026年3月25日（水曜日）  
午前11時（受付開始：午前10時）



### インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月24日（火曜日）  
午後6時30分入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年3月24日（火曜日）  
午後6時30分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

○○○○○○○ 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX月XX日


議案日欄の所に所有株式数 XX株

議決権の数 XX股

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

見本

パスワード XXXXX

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

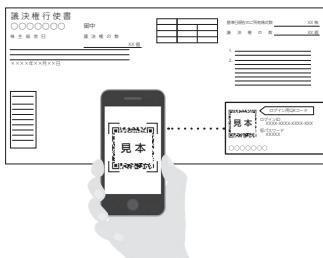
- ・インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

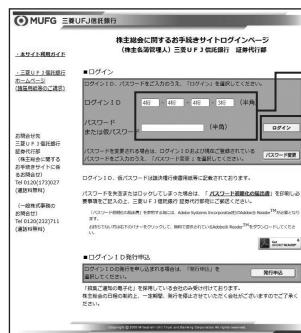
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 議 案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。なお、中長期的な企業価値向上を図るにあたり、経営に対する監督と助言体制の強化が必要であることから、社外取締役を1名増員いたします。つきましては、本議案においては、現任取締役4名の再任および新たに1名の社外取締役を含む取締役5名を選任するものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	い し い や す ひろ 石 井 康 弘 (1978年8月5日生) 【再任】	2006年4月 楽天株式会社（現 楽天グループ株式会 社）入社 2011年1月 株式会社サミーネットワークス入社 2011年10月 株式会社ゼンリンデータコム入社 2013年4月 当社取締役（経営企画部担当） 2016年4月 当社代表取締役社長（現任）	18,700株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>石井康弘氏を取締役候補者とした理由は、代表取締役社長への就任以降、約10年にわたり当社の経営を指揮し、かつ、積極的な事業展開により新たなビジネスモデルを構築してまいりました点にあります。ビジネス環境が変化する中、リーダーシップを発揮し成長を牽引しており、当社の更なる企業価値向上のために、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社における取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年11か月となります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	ぬの 布 目 章 次 (1971年2月9日生)  【再任】	1995年4月 株式会社さくら銀行（現 株式会社三井 住友銀行）入行 2006年3月 楽天株式会社（現 楽天グループ株式会 社）入社 2022年10月 当社入社 2023年4月 当社執行役員 コーポレート本部長 2023年6月 当社取締役副社長（現任） 2025年1月 当社執行役員 営業本部長	4,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>布目章次氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたるIT企業の経営企画業務を通じて経営管理に関する豊富な経験と見識を有しており、また、IT業界及び企業経営の経験から当社の総合的な企業価値向上に貢献することを期待し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社における取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年9か月となります。</p>			
3	あお 青 木 正 太 (1963年11月25日生)  【再任】	2003年12月 フットワークエクスプレス株式会社（現 JPロジスティクス株式会社）入社 2007年12月 九州産交運輸株式会社（同社子会社）代 表取締役会長 2009年4月 フットワークエクスプレス株式会社（現 JPロジスティクス株式会社）代表取締 役社長 2015年2月 株式会社明光商会代表取締役社長 2022年6月 当社取締役（現任） 2024年2月 株式会社りらく代表取締役社長（現任）	—
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>青木正太氏を取締役候補者とした理由は、他社における長年にわたる代表取締役としての経営経験及び高い見識等を活かして当社の企業価値向上に寄与しておられることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社における取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年9か月となります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	あ だ ち と し ひ こ 安 達 俊 彦 (1954年9月4日生)  【再任】	2009年4月 全日本空輸株式会社 営業推進本部顧客 マーケティング部長 2009年6月 ビットワレット株式会社(現 楽天Edy 株式会社) 取締役 2013年4月 全日空商事株式会社取締役リテールカン パニー長 2014年4月 同社常務取締役リテールカンパニー長 2019年4月 サーフスタジアムジャパン株式会社代表 取締役 2020年6月 当社社外取締役(現任)	—
<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 安達俊彦氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる複数の会社での取締役の歴任、および 他社における代表取締役としての経歴を通じて培われた豊富な知識、経験や高い見識等を活かして、 当社の経営全般に対する監督及びチェック機能を発揮することにより、当社取締役会の機能強化が期 待されることから、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の当 社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年9か月となります。			
5	き く ち か ず ひ ろ 菊 地 和 博 (1961年1月14日生)  【新任】	1983年4月 大蔵省入省 2011年7月 福岡財務支局長 2012年7月 独立行政法人都市再生機構 理事 2014年7月 内閣審議官 2016年7月 国家公務員共済組合連合会 常務理事 2017年7月 国家公務員共済組合連合会 専務理事 2021年1月 財務省大臣官房付、辞職 2021年6月 株式会社千葉銀行 常勤監査役 2025年11月 株式会社日動画廊 総務部長(現任)	—
<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 菊地和博氏を社外取締役候補者とした理由は、財務省での豊富な実務経験に加え、退官後、直接会 社経営に関与した経験はありませんが、地方銀行での監査役を務めた経験により、政策形成プロセス 理解や行政との協働、さらに地域経済の実情の理解において高い知見を有していること、またコーポ レートガバナンスの強化も期待されることから、社外取締役としての選任をお願いするものでありま す。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 安達俊彦氏および菊地和博氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、青木正太氏、安達俊彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続いたします。
4. 菊地和博氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、安達俊彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
6. 菊地和博氏は、東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たしております。同氏の選任が承認された場合は、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております（ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等の場合を除きます）。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

# 事業報告

(2025年1月1日から)  
(2025年12月31日まで)

当社は、2024年6月25日開催の第12回定時株主総会において、定款を一部変更し、前事業年度より決算期を従来の3月31日から12月31日に変更いたしました。

これにより、前第13期事業年度が2024年4月1日から2024年12月31日までの9か月間となったため、当期の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、円安を背景としたインバウンド需要の拡大や賃上げの動きによる雇用・所得環境の改善等により、緩やかな回復基調となりました。一方で、中国経済の減速懸念や地政学リスクの高まり、物価上昇の長期化、日銀の金融政策の正常化に向けた動きなど、先行き不透明感を高める要因も継続しております。

当社が属するDX業界においては、人手不足を背景とした業務の効率化・省力化ニーズや、クラウド、データ基盤を活用した業務改革への投資が継続しており、企業によるデジタル投資需要は堅調に推移しました。こうした環境のもと、交通分野では運行管理や需要動態などのデータを活用したサービス設計・運営の高度化に向けた取組みが進展し、当社が提供するモビリティ関連のDX支援に対するニーズも拡大いたしました。モビリティ業界（※1）では、電気自動車（EV）市場の成長鈍化に伴い、EV充電インフラ整備計画の進展が想定を下回り、関連インフラ投資を検討していた顧客において投資案件の延期や規模縮小が判断されるなど、新規事業関連の投資が慎重化する傾向が見られております。また、既存の大口顧客によるカーシェアサービス事業の終了に伴い、関連するシステム開発案件が消滅いたしました。地域公共交通分野においては、国土交通省が2025年度から2027年度までの3か年を「交通空白解消・集中对策期間」と位置付け、地域公共交通の再構築に向けた支援を強化する方針を示しており、投資環境は改善傾向を示しております。また、物流分野においても、2024年4月に施行されたドライバーの時間外労働上限規制（年960時間）に対応するための業務効率化、及び2025年4月に施行された物流関連2法改正に対応するための経営効率化ニーズが高まっており、運行管理データの可視化やデジタル化ソリューションへの投資が加速しております。

このような事業環境において、当社は「自らのアイデアとテクノロジーを活用し、社会課題を解決する」のミッションの下、モビリティ関連のDX支援事業を推進してまいりました。

2025年9月16日に公表した「中期ビジョン2030」では、2030年に向けた社会ビジョンとして「地方部におけるモビリティ社会（※2）の実現」を掲げ、その実現に向けて「コンパクト・プラス・ネットワーク（※3）」型のまちづくりを推進する方針を明確にいたしました。当社はその中核を担うプレーヤーとして、地域のモビリティ課題を解決するソリューションを全国に展開するとともに、大企業をはじめ多様なパートナーとの共創を通じて新たなモビリティサービスを社会に実装し、移動を起点とした新たな価値の創出を目指してまいります。

この方針に基づき、当事業年度においては、大阪・関西万博会場における「夢洲第1交通ターミナル」向け統合管理システムの提供、株式会社NTTドコモとのカーシェア領域における業務提携の開始、複数の自治体との公共ライドシェア（※4）サービス導入支援などを実施いたしました。さらに、地域交通課題の解決を全国的に展開していくため、株式会社ゼンリンとの協業を開始するとともに、地域金融機関とのネットワークを拡充いたしました。また、物流分野における社会課題の解決に向けて、中小トラック運送事業者向けのデジタル式運行記録計の開発を推進し、2025年12月1日に国土交通省の型式指定取得に至り、次期以降の本格的な事業展開に向けた準備を進めてまいりました。当該商品については当初計画よりリリース時期が後ずれしましたが、品質強化のための追加対応を実施し、より高い機能を備えた製品の市場投入を実現いたしました。これらの施策を通じて、パートナーシップの構築、自治体との連携強化、新事業分野への進出準備など、中長期的な成長に向けた事業基盤の整備に注力いたしました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高805,211千円、営業損失283,087千円、経常損失259,697千円、当期純損失415,606千円となりました。既存システムの保守運用やライセンス利用料に係るストック売上は堅調に積み上がっております。一方、EV関連市場における顧客の投資判断の慎重化やカーシェアサービス事業の終了等に伴い受託開発およびハードウェア納品に係るショット売上が減少したほか、中期ビジョン2030の実現に向けた中長期的な成長基盤の構築に係る人材配置および開発費等の増加により、営業損失、経常損失が拡大いたしました。

- ※1 モビリティ業界：交通や物流など人や物の移動によって経済活動を行う事業群の総称。
- ※2 モビリティ社会：技術革新によって、人やモノがより自由に移動し、多様な移動手段を享受できる社会。
- ※3 コンパクト・プラス・ネットワーク：地方都市の複数拠点に生活機能を集約し、公共交通ネットワークで結ぶまちづくり施策。
- ※4 公共ライドシェア：移動手段提供が困難な地域で、NPO法人や市町村などの公的関与のもと地元の輸送資源を活用する“自家用有償旅客運送制度”。タクシー事業者が行う“日本版ライドシェア”とは異なる。

- ② 設備投資の状況  
当事業年度中の設備投資については、主としてモビリティのソフトウェア開発を中心に投資を行い、有形固定資産への投資も含め、合計63,535千円の設備投資を実施いたしました。  
なお、重要な設備の除却又は売却はありません。
- ③ 資金調達の状況  
当社は、ストック・オプションの行使及び譲渡制限付株式の発行に伴い、10,400株の新株式を発行し、9,316千円の資金調達を行いました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2023年3月期)	第 12 期 (2024年3月期)	第 13 期 (2024年12月期)	第 14 期 (当事業年度) (2025年12月期)
売 上 高 (千円)	813,117	1,085,861	512,785	805,211
経 常 利 益 また は 経 常 損 失 (△) (千円)	△179,339	35,370	△223,018	△259,697
当 期 純 利 益 また は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△287,331	27,104	△223,962	△415,606
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 また は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△225.12	21.78	△154.67	△283.20
総 資 産 (千円)	606,599	775,596	656,881	436,972
純 資 産 (千円)	284,612	312,420	410,176	3,183
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	228.78	250.57	280.26	2.16

(注) 第13期 (2024年12月期) につきましては、決算期変更により2024年4月1日から2024年12月31日までの9か月間となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### ③ その他の重要な企業結合の状況

株式会社ゼンリンは、当事業年度末において当社の議決権の43.86%を所有しており、当社は株式会社ゼンリンの持分法適用の関連会社であります。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、持続的成長と企業価値向上のため、下記の項目を主な対処すべき課題として認識し、事業に取り組んでまいります。

##### ① 人材の獲得と育成

当社は、事業の安定的・継続的成長のためには、当社の企業文化及び企業理念に合致した志向性を持ち、当社事業を今まで以上に拡大できる高い専門性を有する優秀な人材の確保が不可欠であると認識しております。そのため、優秀な人材の採用及び従業員の能力開発及び技術の向上が重要な課題と考えております。

優秀な人材の確保と能力の底上げのため、今後もインセンティブプランの拡充や長期的なキャリアパスを見据えた研修制度の充実、教育体制の整備を進めていく方針であります。

##### ② システムの強化

当社の展開する事業は、提供サービスの基盤をインターネット通信網に依存しているため、システムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の構築が重要であると認識しております。当社事業の成長スピードや市場環境の変化に対応し安定した事業運営を行うためには、既存システムのバージョンアップやセキュアな環境での開発体制等による外部環境対応が必要となります。今後も、中長期的視野に立った設備投資を行い、システムの安定稼働及びセキュリティ管理体制の維持構築に取り組んでいく方針であります。

##### ③ 組織体制の整備

当社が今後さらなる業容を拡大するためには、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。このため、今後も社内データを活用した業務運営の効率化や業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に行える体制整備に努め、財務報告に係る内部統制システムの整備をはじめとして、定期的な内部監査及び監査役監査の実施等により、コンプライアンス体制の維持強化やコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図っていく方針であります。

##### ④ 財務基盤の強化

当社は、継続的にサービスを提供していくとともに、既存サービスの機能改善や新規サービスの開発に取り組むために、手許資金の流動性の確保が重要であると認識しております。当事業年度は、固定資産の減損損失の計上ならびに事業環境の変化に伴う損失が生じた結果、当期

純損失を計上し、純資産および自己資本比率が大きく低下するなど、財務の健全性の確保が課題となっております。このため、金融機関との良好な取引関係の構築や一定の内部留保の確保に加え、自己資本の充実に向けた資本政策を含む多角的な施策を検討し、適切な時期に必要な措置を講じることにより、財務基盤の強化を図ってまいります。

#### ⑤ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、営業損失および営業キャッシュ・フローのマイナスが継続しており、また、当事業年度において重要な当期純損失を計上し、当事業年度末における純資産合計は3,183千円となりました。このような状況は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

このような状況を早期に解消すべく、当社は以下の施策により、財務基盤の安定及び収益性の改善に努めてまいります。

##### 1. 財務基盤の安定

2026年度上期の早い時期に資本の増強を実行すべく、既存株主等と継続的に協議しております。

また、運転資金についても、今後も引き続き必要となる資金について取引金融機関からご支援いただけるよう、緊密に連携・情報交換を行い、良好な関係を継続できるよう対応しております。

##### 2. 収益性の改善

###### ①売上高の拡大

2025年12月度において単月営業黒字を達成し、今後も経常的な黒字化に向けて営業活動に注力しております。

また、2025年12月に、日本初のOBDⅡ型デジタコの型式指定を国土交通省より取得し、2026年4月より本格販売を開始いたします。今後、当社の収益の柱の1つとして事業を展開させ物流市場に本格進出すべく、拡販活動を進めてまいります。

当事業年度も、毎月の保守・運用・システム利用料から得られるストック売上は堅調に増加しておりますが、加えて、国・自治体向けの営業活動においては、地域交通課題の解決に向けたソリューション提供に関し、関連省庁との関係構築が進展しており、中長期的な収益基盤の確立に向けた準備を着実に進めております。

###### ②構造改革・経費節減

販売費・一般管理費を中心に徹底した効率化と生産性の向上を目指し、売上高に応じたコスト削減施策を進め、確実な黒字化を目指してまいります。

しかしながら、現時点において上記の施策は実施途上であります。今後の事業進捗や、現時点では未確定である資本の増強等の資金調達の今後の状況によっては、当社の資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

**(5) 主要な事業内容** (2025年12月31日現在)

当社は、主としてモビリティ業界向けの各種サービス（総合情報配信、クラウド化支援、モビリティシステム、AI・データサイエンス）等の提供を行っております。当社は、モビリティセグメントの単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

**(6) 主要な営業所** (2025年12月31日現在)

本	社	東京都江東区
営	業	所 関西営業所（大阪府大阪市）、和歌山営業所（和歌山県和歌山市） 九州営業所（福岡県福岡市）

**(7) 使用人の状況** (2025年12月31日現在)

使用人数	前期末増減比	平均年齢	平均勤続年数
50名(7名)	－	41.8歳	3.1年

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト及び派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を( )内に外数で記載しております。

2. 平均年齢及び平均勤続年数については、アルバイト及び派遣社員は除いて算出しております。

**(8) 主要な借入先の状況** (2025年12月31日現在)

借入先	借入残高
(株) 西日本シティ銀行	100百万円
(株) 三井住友銀行	87百万円
(株) りそな銀行	50百万円
(株) 福岡銀行	45百万円
(株) みずほ銀行	42百万円
(株) 日本政策金融公庫	8百万円

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 5,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 1,471,400株  
 (3) 株主数 1,455名  
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ゼンリン	645,000株	43.83%
E N E O S 株式会社	83,000	5.64
日本証券金融株式会社	71,700	4.87
株式会社 S B I 証券	31,517	2.14
岡谷鋼機株式会社	22,000	1.49
飛島建設株式会社	22,000	1.49
石井康弘	18,700	1.27
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW	16,500	1.12
J. P. Morgan Securities plc	13,000	0.88
WillSmart社員持株会	8,900	0.60

(注) 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。なお、自己株式は保有しておりません。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況は次のとおりです。

区分	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 4,100株	2名

## (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2025年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石井 康弘	
取締役副社長	布目 章次	執行役員 営業本部長
取締役	青木 正太	株式会社りらく 代表取締役社長
取締役	安達 俊彦	
常勤監査役	奥田 浩三	
監査役	田中 裕幸	田中法律会計税務事務所 所長 株式会社ユーザーローカル 社外取締役(監査等委員) ビープラッツ株式会社 社外監査役
監査役	水澤 良	税理士法人I-TRAD 代表社員 公認会計士水澤良事務所 代表

- (注) 1. 取締役安達俊彦氏は、社外取締役であります。
3. 監査役奥田浩三氏、監査役田中裕幸氏及び監査役水澤良氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、取締役安達俊彦氏、監査役田中裕幸氏及び監査役水澤良氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 常勤監査役奥田浩三氏は、株式会社ゼンリンの経営企画室長などを歴任した実務経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役田中裕幸氏及び監査役水澤良氏は、公認会計士の資格を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また監査役田中裕幸氏は弁護士資格を有しており、法律に関する専門性も有しております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（非常勤）および各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役青木正太氏、取締役安達俊彦氏、監査役奥田浩三氏、監査役田中裕幸氏及び監査役水澤良氏につきましては、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金、争訟費用の損害を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合には填補の対象としないこととしております。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、2021年12月2日開催の臨時株主総会において、取締役の金銭報酬の限度額は年額300,000千円以内（うち社外取締役分年額50,000千円以内）、監査役の金銭報酬の限度額は年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は2名）であり、監査役の員数は3名（うち、社外監査役は3名）です。また、2024年6月25日開催の第12回定時株主総会において、取締役及び監査役に対する譲渡制限付株式報酬の額を上記の報酬額とは別枠で取締役について年額85,000千円以内（うち社外取締役分は年額15,000千円以内）、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間17,000株以内（うち社外取締役分は年間3,000株以内）とし、監査役について年額15,000千円、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間3,000株以内としております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は1名）であり、監査役の員数は3名（うち、社外監査役は3名）です。

#### ② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の報酬等の額の決定に関する方針を以下のとおりと定めております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の具体的な内容の決定を代表取締役社長石井康弘に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が合理的と考えられるからであります。なお、取締役会は、決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

### 1. 取締役の報酬等

取締役の報酬等は、金銭報酬（固定報酬）、業績連動報酬及び非金銭報酬で構成されております。固定報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、役職、各期の業績、貢献度、同業他社の動向等を総合的に勘案して決定しております。業績連動報酬にかかる業績指標は営業利益であります。当該指標を選択した理由は、収益性を高めることが企業価値向上に繋がると考えており、その関係性から適切な指標と判断したためであります。非金銭報酬は、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として譲渡制限付株式を付与することとしております。

### 2. 監査役の報酬等

監査役の報酬等は、金銭報酬（固定報酬）及び非金銭報酬で構成しております。固定報酬は、常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役の協議により決定します。非金銭報酬は、中長期的な企業価値の毀損防止、信用維持を図ることを目的として譲渡制限付株式を付与することとしております。

### ③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	40,372千円 (1,200)	36,600千円 (1,200)	-千円 (-)	3,772千円 (-)	4名 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	12,000 (12,000)	12,000 (12,000)	-	-	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	52,372 (13,200)	48,600 (13,200)	- (-)	3,772 (-)	7 (4)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。

2. 非金銭報酬等の額は、取締役（社外取締役を除く）2名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。

## (5) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役安達俊彦氏は、2025年6月30日までサーフスタジアムジャパン株式会社の代表取締役を兼職しておりました。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役田中裕幸氏は、田中法律会計税務事務所の所長、株式会社ユーザーローカルの社外取締役(監査等委員)及びビープラッツ株式会社の社外監査役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役水澤良氏は、税理士法人I-T-R-A-Dの代表社員及び公認会計士水澤良事務所の代表を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 安 達 俊 彦	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、主に会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から当社の経営全般に有益かつ幅広い助言・提言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 奥 田 浩 三	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、また、監査役会15回全てに出席し、主に会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、適宜必要な助言を行っております。
監査役 田 中 裕 幸	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、また、監査役会15回のうち14回に出席し、主に弁護士及び公認会計士としての専門的見地から議案・審議について適宜必要な助言を行っております。
監査役 水 澤 良	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、また、監査役会15回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から議案・審議について適宜必要な助言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 名称 かなで監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2025年3月27日開催の第13回定株主総会終結の時をもって任期満了により会計監査人を退任いたしました。また、同株主総会で新たにかなで監査法人が会計監査人として選任され就任いたしました。

### (2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記以外に、前任会計監査人である有限責任監査法人トーマツに対し、引継ぎ業務にかかる報酬として2,520千円を支払っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

# 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>I 流動資産</b>	<b>405,663</b>	<b>I 流動負債</b>	<b>426,724</b>
現金及び預金	104,621	買掛金	37,508
売掛金及び契約資産	235,459	短期借入金	326,038
棚卸資産	17,727	1年内返済予定の長期借入金	2,040
前渡金	622	リース債務	371
前払費用	32,927	未払金	22,172
その他	14,304	未払費用	11,021
		未払法人税等	4,583
<b>II 固定資産</b>	<b>31,308</b>	預り金	2,821
<b>1. 有形固定資産</b>	<b>4,092</b>	前受収益	10,955
建物附属設備	-	製品保証引当金	623
工具、器具及び備品	4,092	その他	8,588
リース資産	-	<b>II 固定負債</b>	<b>7,064</b>
<b>2. 無形固定資産</b>	<b>-</b>	長期借入金	6,800
のれん	-	リース債務	264
ソフトウェア	-	<b>負債合計</b>	<b>433,789</b>
<b>3. 投資その他の資産</b>	<b>27,215</b>	<b>(純資産の部)</b>	
長期前払費用	4,546	<b>I 株主資本</b>	<b>3,183</b>
その他	22,668	<b>1. 資本金</b>	<b>635,191</b>
<b>資産合計</b>	<b>436,972</b>	<b>2. 資本剰余金</b>	<b>267,787</b>
		資本準備金	89,341
		その他資本剰余金	178,445
		<b>3. 利益剰余金</b>	<b>△899,796</b>
		その他利益剰余金	△899,796
		繰越利益剰余金	△899,796
		<b>純資産合計</b>	<b>3,183</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>436,972</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2025年1月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 売上高		805,211
II 売上原価		574,053
売上総利益		231,157
III 販売費及び一般管理費		514,244
営業損失(△)		△283,087
IV 営業外収益		
受取利息	178	
保険配当金	881	
補助金及び助成金収入	21,308	
その他	3,367	25,736
V 営業外費用		
支払利息	2,297	
その他	49	2,347
経常損失(△)		△259,697
VI 特別利益		
新株予約権戻入益	704	704
VII 特別損失		
減損損失	155,250	155,250
税引前当期純損失(△)		△414,244
法人税、住民税及び事業税	1,362	
法人税等調整額	-	1,362
当期純損失(△)		△415,606

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月26日

株式会社Will Smart  
取締役会 御中

かなで監査法人

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 瀬 戸 卓  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 仲 田 太 朗  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Will Smartの2025年1月1日から2025年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、営業損失および営業キャッシュ・フローのマイナスが継続しており、当事業年度に重要な当期純損失を計上し純資産合計は3,183千円となったことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月19日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月2日

株式会社Will Smart 監査役会

常勤社外監査役 奥 田 浩 三 ㊞

社 外 監 査 役 田 中 裕 幸 ㊞

社 外 監 査 役 水 澤 良 ㊞

以 上

# MISSION

自らのアイデアとテクノロジーを活用し、  
社会課題を解決する

# VISION

我々は成長を実現する強い意志をもち、  
テクノロジーの可能性を追求して社会の発展に  
貢献する未来志向のチームでありつづけます

---

Will Smartは移動を支援するテクノロジー企業として、  
お客様の課題解決を通じ、「モビリティ業界のDX」や「移動者の利便性向上」  
に取り組み、社会課題の解決を目指します。

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区八重洲1丁目8番16号 新槇町ビル 2階  
TKP東京駅カンファレンスセンター  
カンファレンスルーム 2A



交通	J R 山手線 東京駅	八重洲中央口より	徒歩約 1分
	J R 総武線 東京駅	八重洲中央口より	徒歩約 1分
	J R 横須賀線 東京駅	八重洲中央口より	徒歩約 1分
	東京メトロ丸ノ内線 東京駅	自由通路経由	徒歩約 7分

※駐車場の用意はいたしていませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。